エコマーク商品類型No.101「かばん・スーツケースVersion1.6」認定基準書

F.スーツケース、アタッシュケース

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

１．認定基準制定の目的

“かばん”は、旅行や通勤・通学などで毎日のように使用される、消費者にとって非常に身近な製品である。本商品類型は、環境に配慮した材料を使用した“かばん”にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、もって国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。併せて、リサイクル可能な部分が多く、回収システムが確立したスーツケースについても、廃棄物の削減につながるものとして、採り上げるものである。

２．適用範囲

「日本標準商品分類」に基づく（社）日本鞄協会の定義である＜旅行かばん＞のうちスーツケース（大型かばん、半畳スーツケース、エアスーツケース、ウインドケース、スマートケース、カーケース、二本手スーツケース、オープンケース、折りたたみ式ケースを含む）、または「日本標準商品分類」に基づく「事務用かばん」のうちのアタッシュケースであって、製品の主材料が革、合成樹脂または金属であるもの。

３．用語の定義

エコレザー	革に関する一定の材料基準を満足し,環境への影響が少ないと認められた革材料をさす。日本のJSGラベル（実用化に向け検討中）やドイツのSGラベル、エコテックス、EU靴ラベルなどが知られている。
革	生体皮膚断面構造（銀面層、網状層）を損なっておらず、鞣しが行われたもので、表面仕上げ膜厚が0.15mm（150μm）を超えないものをいう。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。
ポリマ	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。

付属品	スーツケースの持ち手、肩掛けベルト、キャスター、内装用品をいう。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。ただし、ポリマーを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマーは、マテリアルリサイクルに含む。エネルギー回収（サーマルリサイクル）は含まない。
サーマルリサイクル	廃棄物を回収し、有用なエネルギーに転換することをいう。ここでは、廃棄物を焼却する際に発生するエネルギーを有効利用することをさす。
RPF(Refuse Paper Plastic Fuel)	廃プラスチック類を原料とした固形燃料。

４．認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 環境に関する共通基準と証明方法

(1) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)
5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(2) 製造にあたって、別表1に掲げる特定フロン（CFC5種)、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（HCFC）を使用しないこと。

【証明方法】
最終製造工場は、上記の物質を使用していないことの証明書を提出すること。

(3) 申込者は、エコマーク認定製品の長期使用のための体制を整備していること。体制の整備として、以下の要件を満たすこと。
・製品は機能回復のための修理（把手、ファスナー、裏地などの補修や交換など）が可能であり、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと。また、その情報提供を行っていること。
・ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること。また、その情報提供を行っていること。

【証明方法】
以下の内容をユーザに情報提供する文書（取扱説明書、カタログなど）を提出すること。
・申込者が発行する、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと
・ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること

(4) 製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する1販売単位をさす。

【証明方法】
包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(5) 把手、ファスナー、肩掛けベルト部分に金属（鍍金を含む）を使用する製品は、使用する金属の種類および金属アレルギーに関する情報を取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに記載していること。

【証明方法】
上記の情報を記載した該当部分（写しでも可）を提出すること。

記載例；「この製品は、把手部分に金属を使用しています。金属は、体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがありますので、異常を感じたらご使用をおやめください（持ち手部分：チタン製）」

4-1-2. 主材料に関する基準と証明方法

プラスチックを主材料とするスーツケース及びアタッシュケース、または金属を主材料とするスーツケース及びアタッシュケースについては、以下A.の基準を適用する。ただし、外面積（取っ手その他の付属品が取り付けられていない状態における外面（たれで被覆される部分を除く））の**60%以上が革製**のスーツケース及びアタッシュケースについては、該当する以下B.の基準を適用する。

A．プラスチックまたは金属を主材料とする製品

(6) 回収した製品の80%以上（重量割合）がリサイクル（サーマルリサイクルを除く）されること。ただし、プラスチック（ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として付加したプラスチック、難燃剤としての有機ハロゲン化合物を除く）をRPF化して石炭や重油などの化石燃料を代替することも本項目に適合するものとする。

【証明方法】
リサイクルする部分の構造、重量などの設計仕様書など、リサイクル部分が80%以上であることを示す証明書を提出すること。およびリサイクル事業者、リサイクルの用途などのリサイクルの内容についての説明資料を提出すること。

(7) 製造事業者（製造事業者団体を含む）などが提供するシステムとして、申込製品を無償で回収・リサイクルするシステムがあること。本システムは、スーツケース使用後に使用者が新たな回収・リサイクル費用を負担することなく、容易に利用可能であること。そのための情報提供がなされていること。

【証明方法】
回収・リサイクルシステムの説明資料を提出すること。および使用者が新たな回収・リサイクル費用を負担することなく、容易に本システムを利用できること（例えば、着払いの宅配便や販売店での回収方法など）を記載した取扱説明書（ユーザマニュアル）などを提出すること。

(8) プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、申し込む製品に関連した業界自主基準などによって定められたポジティブリストに従うこと。該当する業界自主基準が定められていない場合には、類似した製品の業界自主基準に従うこと。
ただし、ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤がISO 8124‐3（一致規格：88/378/EECEN71‐3）に定める有害物質の要件を満たすことで良い。

【証明方法】
各製造工程担当事業者は、製品に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物が、ポジティブリストに従っていることの証明書を提出すること。ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124‐3（一致規格：88/378/EEC EN71‐3）に定める有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること。

(9) 製品の処方構成成分としてカドミウム（Cd）、鉛（Pb）、六価クロム（Cr6+）、水銀（Hg）およびそれらの化合物を添加しないこと。

【証明方法】
申込者は、製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

(10) 製品の処方構成成分としてIARC によって1、2A、2B に分類されている物質を添加しないこと。ただし、製造工程において、重合反応によりポリマを形成させる用途で使用される化学物質（塩化ビニルモノマー、スチレンなど）を除く。

【証明方法】
申込者は、申し込み商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、製品の製造において、各基準項目に定める化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

B. 革を主材料とする製品

(11) 製品に使用する革材料は、牛革または豚革、羊革、馬革または山羊革であって、かつ、肉（食料）の副産物であること。

【証明方法】
製品外面積、革面積、革以外の面積を付属証明書に記載すること。また、革材料ついては、製革業者が発行する原料供給証明書を添付すること。

(12) 製品は、カビ・魚・石油・芳香剤などの異常臭がないこと。「異常臭がない」とは、5段階官能パネル法(ドイツ工業品標準規格DIN10955またはスイス国家規格SNV195651)に従って測定した臭気試験の結果が等級3以下であることとする。

【証明方法】
製品または革材料からの臭気について、第三者機関による試験結果を提出すること。

(13) 製品のホルムアルデヒドの含有は、対象製品ごとに表1の基準値に適合すること。

表1　ホルムアルデヒドの含有基準

物質名	対象製品			試験方法
	乳幼児 (36ヶ月未満)	成人 (皮膚接触＊1)	成人 （その他）	
ホルムアルデヒド	16mg/kg 以下	75mg/kg 以下	300mg/kg 以下	厚生省令第34号 IUC19 JIS L1041 ISO17226-1,2

＊1…直接肌に触れる可能性の高い製品

【証明方法】
製品のホルムアルデヒドの含有について、第三者機関による試験結果を提出すること。

(14) 製品に使用する革材料からの重金属の溶出は、対象製品ごとに表2の基準値に適合すること。

表2　重金属の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
鉛	0.2mg/kg以下	0.8mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
カドミウム	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
水銀	0.02mg/kg以下	0.02mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
ニッケル	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
コバルト	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
六価クロム	検出しないこと	検出しないこと	IUC18 ISO17075
総クロム	50mg/kg以下	200mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1

【証明方法】
革材料からの重金属の溶出について、第三者機関による試験結果を提出すること。

(15) 製品に使用する革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出は、対象製品ごとに表3の基準値に適合すること。

表3　ペンタクロロフェノール(PCP)の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
ペンタクロロフェノール(PCP)	0.05mg/kg以下	0.5mg/kg以下	IULTCS-IUC25

【証明方法】
革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出について、第三者機関による試験結果を提出すること。

(16) 製品に使用する革材料は、別表2に定める染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
革材料に使用する染料について、製革業者が発行する染色証明書を添付すること。

(17) 製品に使用する革材料の染色堅ろう度は、表4に定める革材料の仕上げ種類および色濃度ごとの基準値に適合すること。

表4　染色堅ろう度の基準

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
顔料仕上げ革	3-4級	2-3級	ISO11640 /IUF450
ナチュラル仕上げ淡色革	3-4級	2-3級	
ナチュラル仕上げ濃色革	2-3級	2級	

【証明方法】
革材料の染色堅ろう度について、第三者機関による試験結果を提出すること。なお、同一処方（同一工程、使用薬品）で色のみが異なる場合、色材に関係する鉛、カドミウム、コバルト、クロムについては色ごとに試験を行うものとする。エンボスやプリーツ加工を行う場合、加工ごとに試験を行うものとする。

(18) 製品に使用されるプラスチック材料(本項では、繊維としての樹脂を含む)

は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
製品に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(19) 品質および安全性については、第三者試験機関の規格または申込者の自主的な規格を満たすこと。ただしこれらの規格の試験項目として、①落下強度、②キャスター走行性、③ハンドル強度、④ロック開閉度、⑤樹脂強度（プラスチックを主材料とするスーツケース及びアタッシュケースの場合）の各項目を必須とする（別表3に試験方法を例示）。

【証明方法】
第三者機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。または申込者の自主規格を満たすことを示す申込者による証明書を提出すること。

５．商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)は別表1に示す対象製品毎で、かつ、ブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。

(2)マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011年3月1日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（Bタイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

4-1-2.項でA.に該当する製品の環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとし、「使用後回収され○○％リサイクルされる」または「使用後回収され○○％以上リサイクルされる」とする。なお○○％は回収された製品の実際のリサイクル率を記載するものとする（小数点以下は切り捨てとする）。○○％は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。ただし、回収後RPFとして有効利用している場合は、「使用後の回収システムがある」と記載するものとする。

4-1-2.項でB.に該当する製品の環境情報表示は、二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「長期使用設計」または「ロングライフデザイン」、二段目に「エコレザーを使用」とする。

以下に例を示す。

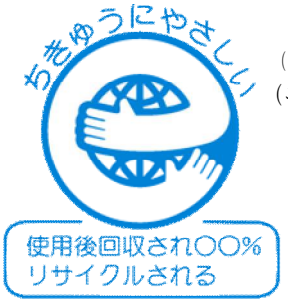

（株）××××
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号（数字のみでも可）

（株）××××
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号（数字のみでも可）

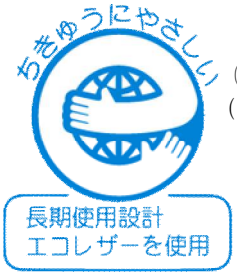

（株）××××
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号（数字のみでも可）

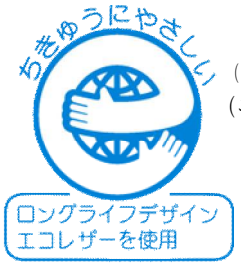

（株）××××
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号（数字のみでも可）

2007年8月27日　制定（Version1.0）
2008年8月21日　改定（4-1(8)環境法規遵守基準　Version1.1）
2009年4月28日　改定 (革に関する試験方法の追記 Version1.2)
2010年3月15日　改定（用語の定義、革に関する試験方法など　Version1.3）
2011年3月1日　改定（マーク表示方法について　Version1.4）
2011 年 11 月 1 日　改定（革に関する試験方法の変更　Version1.5）
2012年7月13日　改定（5.(3)(4)削除　Version1.6）
2017年8月31日　有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1

特定フロン （ＣＦＣ５種）	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のＣＦＣ	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
	1,1,1-トリクロロエタン
代替フロン （ＨＣＦＣ）	ジクロロフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン
	クロロフルオロメタン
	テトラクロロフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン
	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロフルオロエタン
	クロロジフルオロエタン
	クロロフルオロエタン
	ヘキサクロロフルオロプロパン
	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロフルオロプロパン
	クロロジフルオロプロパン
	クロロフルオロプロパン

別表2

使用が禁止される染料リスト

①分解して下記の発癌性芳香族アミンを生成する可能性があるアゾ系染料（ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されるもの）

92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
60-09-3	4amino-azo-benzene	C2(EU)

② 発癌性染料6種

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex

参考：国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会(ETAD)
Oeko-Tex Standard 100

別表3　品質試験方法の例

項目	内容
落下強度	・荷重○○kgfで○○cmの高さから落下させる、など。
キャスター走行性	・荷重○○kgfで走行速度○km/時で○km走行させる、など。
ハンドル強度	・○○kgfの荷重を加え、○○秒間維持する、など。
ロック開閉度	・○○回施錠・開錠を繰り返す、など。
樹脂強度	・JISへの適合（「ABS樹脂版」K6873など）、など。